

【別紙 10】利用料金の設定 (平成 28 年 3 月 16 日修正)

1. 貸館における基本料金の設定について

- ・各室の基本料金を適宜設定する。なお、その基本料金は事業者の提案とするが、上限は下表のとおりとする。

【大ホール・小ホール・多目的室の基本料金の上限】

室名	利用日	午前	午後	夜間	全日
		(9時~12時)	(13時~17時)	(18時~22時)	(9時~22時)
大ホール	平日	37,200	62,000	74,400	164,900
	土・日・祝	46,500	77,500	93,000	206,100
小ホール	平日	10,500	17,500	21,000	46,500
	土・日・祝	13,100	21,800	26,200	58,100
多目的室	平日	7,200	12,000	14,400	31,900
	土・日・祝	9,000	15,000	18,000	39,800

単位：円（税込）

【創造・交流支援系部門諸室等（多目的室除く）の基本料金の上限】

室名	利用日・基本料金の上限 (1時間当たり)		室名	利用日・基本料金の上限 (1時間当たり)	
	平日	土・日・祝		平日	土・日・祝
音楽スタジオ 1	740	920	創造支援室 C 1	810	1,010
音楽スタジオ 2	350	430	創造支援室 C 2	810	1,010
音楽スタジオ 3	350	430	創造支援室 C 3	240	300
創造支援室 M 1	480	600	創造支援室 C 4	240	300
創造支援室 M 2	290	360	創造支援室 C 5	110	130
創造支援室 M 3	290	360	創造支援室 C 6	110	130
創造支援室 D 1	1,950	2,430	創造支援室 A 1	400	500
創造支援室 D 2	970	1,210	創造支援室 A 2	240	300
創造支援室 D 3	480	600	和室(大)	440	550
			和室(小)	270	330
			キッズルーム	290	360

単位：円（税込）

注 1) 基本料金が 1 万円以上の場合は 100 円単位で設定し、100 円未満の端数は切り捨てる。基本料金が 1 万円未満の場合は 10 円単位で設定し、10 円未満の端数は切り捨てる。

注 2) 土・日・祝は平日の 125%とする。

注 3) 上記の基本料金の上限額は、消費税率 10%を前提としたものであり、8%から 10%に変更となった場合も引き上げは行わない予定である。

2. 貸館におけるその他料金設定について

- (1) 大ホール及び小ホールについて、冷暖房施設を使用する場合の加算額を適宜設定する。
なお、その加算額は事業者の提案とするが、上限は基本料金の50%とする。また、近隣施設と比較して、過度に高額とならないよう配慮し、市民が利用しやすい加算額とする。

【例：大ホールの平日午後利用で冷暖房を使用する場合：62,000 + 31,000 = 93,000 円】

例示は加算額上限の場合

- (2) 大ホール、小ホール及び多目的室について、入場料を徴収する催事で利用する場合や、入場無料であっても商業・営業またはこれに類する目的で利用する（商業宣伝利用）場合は、概ね以下の区分に応じて加算額を適宜設定する。なお、その加算額の設定は事業者の提案とするが、上限は基本料金の200%とする。

入場料が1～1,000 円の場合

入場料が1,001～3,000 円の場合（商業宣伝利用）

入場料が3,001～5,000 円の場合

入場料が5,001 円以上の場合

【例：多目的室の平日午後利用で営利目的の場合：12,000 + 24,000 = 36,000 円】

例示は加算額上限の場合

- (3) 創造・交流支援系部門の諸室等（多目的室以外）についても、商業・営業またはこれに類する目的で利用する（商業宣伝利用）場合の加算額を適宜設定する。なお、その加算額は事業者の提案とする。
- (4) 全ての諸室について、利用者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者の場合の加算額を設定する。なお、その加算額は基本料金の50%とする。

【例：多目的室の土曜午後利用で市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者の場合：15,000 + 7,500 = 22,500 円】

- (5) 大ホールについて、中ホールの利用（1階客席利用）の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。
- (6) 大ホール及び小ホールについて、準備又は練習のために利用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。
- (7) 大ホール及び小ホールについて、準備のために舞台のみを利用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。
- (8) 全ての諸室について、時間を超過して利用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案とする。
- (9) 上記以外の諸室（楽屋の会議室利用を含む）や、附属設備、備品の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は全て事業者の提案による。
- (10) エントランスロビー兼ギャラリーを市民の展示などに利用する場合、またはそれ以外の場所に展示スペース等を設けた場合の利用料金は、その場所、面積、利用方法などを定め、利用料金を設定する。なお、その料金は全て事業者の提案による。
- (11) 大ホールや小ホールなどについて、利用者の利便性に配慮し、施設利用料金と附属設備利用料金をセットにした金額などを設定する。なお、その料金は全て事業者の提案による。
- (12) 駐車場の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。